第2回四日市市・楠町合併協議会 会 議 資 料

日時 平成15年10月27日(月)午後1時30分から 会場 楠町民福祉会館 1階ホール

第2回四日市市・楠町合併協議会次第

1	開	会		
2	あい	さつ		
3	議	事		
(1)協詞	議事項		
	協議第	11 号	財産及び債務の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	協議第	12 号	使用料及び手数料等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・	4
	協議第	13 号	補助金・交付金等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・	9
	協議第	14 号	町・字の区域及び名称の取扱いについて・・・・・・・・ 1	3
	協議第	15 号	慣行の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
	協議第	16 号	電子計算システムの取扱いについて・・・・・・・・・ 2	24
(2)次[回(第	3回会議)提案事項	
	協議第	17 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・ 2	27
	協議第	18 号	条例・規則等の取扱いについて・・・・・・・・・・ 3	32
	協議第	19 号	公共的団体等の取扱いについて・・・・・・・・・・ 3	35
4	そのイ	也		
	・公共	施設等	視察の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	8
	・次回	協議会	について	
	日	時 平	成15年11月14日(金)9時30分から	
	会	:場 本	町プラザ	

5 閉 会

(1)協議事項

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市·楠町合併協議会会 長 井 上 哲 夫

協定項目	財産及び債務の取扱い
調整の内容	楠町の財産及び債務は、すべて四日市市に引き継ぐものとする。

協	定	項	財産及び債務の関	投い		関係項目								
			•	現	況		備	考						
主な財	こな財産及び債務の状況(平成14年度末)													
		項	B	四日市市	梓	阿町								
			 (1)土地・建物	土 地 6,960,299	㎡ 土 地	219, 534㎡								
			(1) 工地 建物	建物 855, 156	㎡ 建 物	33, 653 m ²								
			(2) 山林	1, 293, 365	m²	_								
	1	1 公有財産	(3)物権	地役権 148	mi	_								
									(4)無体財産権	著作権・商標権 2,093,100	P P	_		
財産	Ē		(5)有価証券	株 券 724, 537, 400	円 株 券	1, 500, 000円								
									(6)出資による権利	出資金・出捐金・その他 2,215,082,471	円 出資金・出捐金・その	0他 28, 786, 749円		
	2	2 物品		自動車(100万円以上の備品) 281	台 自動車(100万円以上の	の備品) 27台								
	3	3 債権		敷 金・貸付金 721,586千	P	_								
	4	基金		9, 583, 898千	1,033,065千円									
	5	財産区		桜財産区 444,558	mi	_								
債 務	Ş	地方債	・企業債	241, 328, 503 T	P	7, 330, 838千円								

2

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと 決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

ω

関 係 事 法 令 例 地方自治法(昭和22年法律第67号) 川尻町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。 (市町村の廃置分合及び境界変更) 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県 知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出 2市町の所有する財産(公有財産、物品及び債権並びに基金)については、すべて新市 に帰属させるものとする。 なければならない。 <福山市> 2~3 省略 新市町の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものと 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議して する。 これを定める。 <西東京市> 5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の 2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。 議会の議決を経なければならない。 <前橋広域市町村合併協議会> 勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の財産(権利及び義務を含む。)は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。 6~7 省略 (財産の管理及び処分) 第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 <岐阜広域合併協議会> 羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継 2~3 省略 ぐものとする。 (公有財産の範囲及び分類) 第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。 (1) 不動産 (2) 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドッグ並びに航空機 (3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物 (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 (6) 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。)及び地 方債証券 (社債等登録法 (昭和17年法律第11号) の規定により登録されたものを含む。) 並びに国債証券(国債に関する法律(明治39年法律第34号)の規定により登録された ものを含む。)その他これらに準ずる有価証券 (7) 出資による権利 (8) 不動産の信託の受益権 2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

使用料及び手数料等の取扱いについて

使用料及び手数料等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市·楠町合併協議会会 長 井 上 哲 夫

協定項目	使用料及び手数料等の取扱い
調整の内容	使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、次のとおり調整を図るものとする。 1 使用料等(保育料を含む)については、原則として四日市市の制度に統一する。ただし、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。 なお、施設の使用料については、施設ごとの算定基準に基づきそれぞれ定める。 2 手数料については、四日市市と楠町のいずれかに統一する。

4

[協議第12号参考資料]

	協議	項目	1	Δ/11 /	料及び手	≫17 च प							関	係	項	目	使用料		
								現			況							備	طد
			- 1	쯔	日	市	市						楠		町			1/III	君
	ょ使用料	等																	
< 保	育料>							 単位:円									 単位:円		
		未満児				以上児		国の基準額に対す			未満児			見以上!			国の基準額に対す		
	最低	最高		最	氐		最高	る徴収割合		最低	最高	最	低		最高		る徴収割合		
	6, 700	58, 500	3歳	ŧ	4, 900	3歳	33, 10	70. 10%		4. 800	42, 000	2. 7	100		28, 300	١	53. 15%		
	0, 700	30, 300		5歳	4, 200	4 • 5亩	麦 26,60			4, 000	42, 000	2, 1	00		20, 300	,	33. 13 N		
رار -	· 〈葬場>					,				,				•					
<u> </u>								単位:円	- 									1	
	種別			区分		市内	三重和												
		,	貴体		歳以上 歳未満	5, 000 3, 000													
	 火葬炉		見1平		<u>戚不啊_</u> E産児	2, 000			-										
	1		人位	kの一		1, 000													
				• 産>	汚物	500	3, 000	5, 000											
	 待合室	。		洋 <u>室</u> 和室		3, 150	4, 200	6, 300											
	17 🗆 🖹	-	洋室		義室	4. 200	5, 250	8, 400											
			安室			1, 050													
	※ 消費		を含む	ì															
(3))稚園使用:	料>																1	
			4 • 5	歳		月額6	, 900	円				4・5歳		月	額4,8	00P	9		
	Art \																		
\ 云	:館> 文化会館									町民福祉	会館							-	
		2 ホール	/]							【ホール									
		人員 6								収容人員									
	舞台	/ 間	□15m	、高	さ7.5m、	奥行14	m	* /L		舞台	間口6.6r	n、奥行10). 5m				# /L		
				午前		午後	75.	単位:円 :間 全日				午前			午後	1	単位:円 夜間		
	—	平日	+	丁卯	00	<u> 干饭</u> 10.00		5, 000 32, 000		平日	_	6, 000	,		<u>下级</u> 6. 000		6. 000		
		<u></u> 日・休日		9.0		12. 00		9,000 40,000	i	± • E		8. 400			3. 400	+	8, 400		

	四	日 市 市			楠		町			
体育館>										
中央緑地体育		T#1 000 2 PTI 4	0.左郭.翠	中央緑地公園体育		±1 170	2	ケ=n. 空		
【施設内容】 【使用用途】	アリーナ: ii バスケットオ	槓 , 939m - 昭和4 ・ 昭和4	· 3 年設置 - ル 3 南		アリーナ:面積		n [†] 平成7 バレーボール			
【风州加巡】		・10面、ハンドボール			バドミントン			2 四、		
		、体操、レスリング								
			単位:円						፲:円	
午前		夜間	全日	午前	午後		夜間	全日		
5, 40			21, 800	1,000	1,000	/ 	1,000	_		
※ 上記	はアマチュアス	(一ツ使用の場合		半面使用半額 ※ 町外者使用の	半面使用半 り場合は、3 倍の		半面使用半額			
テニスコート>				☆ 町が有使用の	が可には、こ后の	7个1亚				
			単位:円					単位	正:円	
	一般	中学生以下	備考		一般	高校生		備考		
個。	200		2時間以内ただし三滝 スコートの夜間照明使		500	200		面 1 時間		
100~	200		スコートの後间照明度 場合は1人1時間以内	叫內有	500	200	'	山 「 時 同		
		7.0-2-		-	夜間照明一律	1 直	1 時間 500			
		1 1/11/11		※ 中学生以下は	無料		1 時間 500			
		1 1/1/20	'	※ 中学生以下は ※ 町外者使用の	無料		1 時間 500			
水道料金>					無料		500			
	 で30㎡使用した:				無料 場合は、3倍の)料金		3, 900	0円	
			き) 4,310円 単位:円	※ 町外者使用の一 口径20mmで30	無料 場合は、3倍の O ㎡使用した場)料金	(消費税抜き)	3, 90(
	で30㎡使用した:		き) 4,310円 単位:円 料金	※ 町外者使用の一 口径20mmで30	無料 場合は、3倍の)料金		3, 90(単位:円		
	基本料金		き) 4,310円 単位:円 料金 料金	※ 町外者使用の一 口径20mmで30	無料 場合は、3倍の O ㎡使用した場)料金 合の料金	(消費税抜き)	3, 90(単位:円:		
口径20mm	基本料金	易合の料金(消費税抜き	き) 4,310円 単位:円 料金 料金 (1㎡につき)	※ 町外者使用の 口径20mmで30	無料 3倍の 3倍の 3㎡使用した場	 料金 合の料金 	(消費税抜き) 従量料金	3, 90(単位:円		
口径20㎜	基本料金別料金	場合の料金(消費税抜き 従量料 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで	き) 4,310円 単位:円 料金 (1㎡につき) 125 155	※ 町外者使用の口径20mmで30基本口径別	無料 場合は、3 倍の O m [†] 使用した場 本料金 料金	料金 合の料金 1㎡から 11㎡から	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで	3, 900 単位:円 ぎ 料金 (1㎡につき) 25 130		
口径20mm	基本料金別料金	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで	き) 4,310円 単位:円 料金 料金 (1㎡につき) : 125 : 155 : 216	※ 町外者使用の 口径20mmで30	無料 3倍の 3倍の 3㎡使用した場	料金 合の料金 1㎡から 21㎡から 21㎡から	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで	3, 900 単位:円 : 料金 (1㎡につき) 25 130 145		
口径20㎜	基本料金別料金	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで 51㎡から100㎡まで	き) 4,310円 単位:円 料金 料金 (1㎡につき) 5 125 5 155 5 216 5 275	※ 町外者使用の口径20mmで30基本口径別	無料 場合は、3 倍の O m [†] 使用した場 本料金 料金	対金 合の料金 1㎡から 11㎡から 21㎡から 41㎡から	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで	3, 900 単位:円 : 料金 (1㎡につき) 25 130 145 180		
口径 2 O mm 口径 20m	基本料金別料金	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで	き) 4,310円 単位:円 料金 料金 (1㎡につき) : 125 : 155 : 216	※ 町外者使用の口径20mmで30基本口径別	無料 場合は、3 倍の O m [†] 使用した場 本料金 料金	料金 合の料金 1㎡から 21㎡から 21㎡から	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで	3, 900 単位:円 : 料金 (1㎡につき) 25 130 145		
口径20㎜	基本料金別料金	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで 51㎡から100㎡まで	き) 4,310円 単位:円 料金 料金 (1㎡につき) 5 125 5 155 5 216 5 275	※ 町外者使用の口径20mmで30基本口径別	無料 場合は、3 倍の O m [†] 使用した場 本料金 料金	対金 合の料金 1㎡から 11㎡から 21㎡から 41㎡から	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで	3, 900 単位:円 : 料金 (1㎡につき) 25 130 145 180		
口径 2 0 mm 口径 2 0 mm 口径 2 0 mm 口径 20m	基本料金 別 料金 m 1,510	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで 51㎡から100㎡まで	き) 4,310円 単位:円 料金 料金 (1㎡につき) 5 125 5 155 5 216 5 275	※ 町外者使用の口径20mmで30基本口径別	無料 0場合は、3倍の 0 ㎡使用した場 本料金 料金 900	料金 合の料金 1㎡から 11㎡から 21㎡から 41㎡から 61㎡以」	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで 5	3, 900 単位:円 : 料金 (1㎡につき) 25 130 145 180		
口径 2 0 mm 口径 2 0 mm 口径 2 0 mm 口径 20m	基本料金 別 料金 m 1,510 O m'使用した場合	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで 51㎡から100㎡まで 101㎡以上	き) 4,310円 単位:円 単位:円 料金 (1㎡につき) 5 125 5 155 5 216 5 275 337	※ 町外者使用の 口径20mmで30 基本 口径別 20mm	無料 り場合は、3倍の O mで開した場 本料金 料金 900	料金 合の料金 1㎡から 11㎡から 21㎡から 61㎡以」	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで 上 1費税抜き) 単位:円	3, 900 単位:円 料金 (1㎡につき) 25 130 145 180 275		
口径 2 Omm 口径 20m 下水道料金> 上水道を月3	基本料金 別 料金 m 1,510 O m 使用した場合 下水道使用料 (場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで 51㎡から100㎡まで 101㎡以上 での料金(消費税抜き) 単位: 1ヵ月につき)	き) 4,310円 単位:円 単金 料金 (1㎡につき) : 125 : 155 : 216 : 275 337	※ 町外者使用の口径20mmで3(基本口径別20mm上水道を月30m下:	無料 り場合は、3倍の の が使用した場 料金 料金 900 が使用した場合の 水道使用料(1	料金 合の料金 1㎡から 11㎡から 21㎡から 61㎡以」	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで 上 費税抜き) 単位:円 (2き)	3, 900 単位:円 料金 (1㎡につき) 25 130 145 180 275		
口径 2 Omm 口径 20m 下水道料金> 上水道を月3	基本料金 別 料金 m 1,510 O m 使用した場合 下水道使用料(I D m まで 1 1 0 m まで	場合の料金(消費税抜き 従量* 水量区分 11㎡から 20㎡まで 21㎡から 30㎡まで 31㎡から 50㎡まで 51㎡から100㎡まで 101㎡以上 での料金(消費税抜き) 単位: 1ヵ月につき)	き) 4,310円 単位:円 単位:円 料金 (1㎡につき) 5 125 5 155 5 216 5 275 337	※ 町外者使用の口径20mmで3(基本上水道を月30mm基本使用料	無料 り場合は、3倍の の が使用した場 料金 料金 900 が使用した場合の 水道使用料(1	料金 合の料金 1㎡から 11㎡から 21㎡から 61㎡以」	(消費税抜き) 従量料金 水量区分 510㎡まで 520㎡まで 540㎡まで 560㎡まで 上 1費税抜き) 単位:円	3, 900 単位:円 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

[協議第12号参考資料]

協 議 項 目 使用料及び手数料等の取扱い	`				B	関	係	項	目		手数	料		
·		現	況	•							•	備考		
主な手数料														
手数料の区分		四日市市			楠 町									
納税証明 (租税公課に関する証明)書交付手数料			200円							3001	"			
戸籍謄本・抄本交付手数料			450円							4501	7			
住民票の写し交付手数料			200円							3001	7			
印鑑登録証明書交付手数料			200円		300円				7					
」 一般廃棄物処理手数料(収集運搬手数料)	定額制 基本料金300円に1 加算(別途消費税相当			し尿の収集、運搬18リットルにつき				200円		四日市市は、定額制又は 従量制いずれかにより賦課				
一	従量制	基本料金300円に1(60円を加算(別途消弱		(消費税相当額を含む)					200円					
	搬入量100kg以下 (別途消費税相当額加算)		5		系廃棄物の処分3 とに (消費				k	700	"			
					系一般廃棄物の ごとに (消費を									
ごみ処理手数料					系一般廃棄物の ごとに (消費を				20	250	7	1		
	搬入量100k (別途消費税	:g超10kg当たり 出出類加質)			系一般廃棄物の ごとに (消費を				20	260	7			
	(加壓用負稅)	旧马僚加弃/		事業系	系一般廃棄物の ごとに (消費を	処分3 税相ӭ	000 k 当額を	g 以上 含む)	20	270円				
粗大ごみ処理手数料	指定品目 1 個当たり (別途消費税相当額加算) 1,		1,000円		品目1個当たり 費税相当額を含む	む)				1, 000	円			
									·					

関 係 法 令	事例
関係法令	 〈呉市〉 (1)使用料は、呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。 (2) 手数料は、呉市の制度に統一するものとする。 〈宗像市〉 使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。
	ただし、 ①新市町の施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮しつつ調整を図るものとする。 ②府中・新市斎場やすらぎ苑の使用料については、現行のとおりとする。 ③新市町の道路占用料及び都市公園使用料(有料公園施設使用料を除く)は、合併年度に限り、現行のとおりとする。 〈西東京市〉 ②市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 学校施設使用料及び公園使用(占用)料については、田無市の例による。 (2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 (3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 (4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 (5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市·楠町合併協議会会 長 井 上 哲 夫

協定項目	補助金・交付金等の取扱い
調整の内容	各種団体等に交付している補助金・交付金等については、統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の実績や実情に配慮した上で、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整する。 (2) 両市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。 なお、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。

9

	協 定 項 目 補助金・交付金等の取扱いについて	関 係 項 目	
		況	備考
	四日市市	楠町)#III → 75
	: な補助金・交付金等 称: 地域社会づくり総合事業費補助金	名称:地域づくり補助金	
15	年度予算:59,940,000円	15年度予算:1,200,000円	
概	要:各地区で住民が自らの手で地域社会づくりを行っている団体を対象に事業費と運営費について補助。 各地区 200円×世帯数+150万円	概要:地域づくり活動を行うグループを対象に活動費の一部を補助。 補助対象経費の90%以下(上限10万円)	
	称:集会所建設費補助金 年度予算: 35,000,000円	名称:自治会活動施設建築費等補助金 15年度予算:対象なし (14年度予算 566,000円)	
	要:自治会が管理する集会所の建築・修繕等に対する補助。 <u>建築費等の3分の1~2分の1(上限630万円)</u>	概要:地区自治会等が、施設等の新築・増改築等を行う際に補助。 補助対象経費の3分の1~2分の1	
15	称:防犯外灯新設維持費補助金 年度予算:64, 119, 000円 要:自治会の行う防犯外灯の設置等費用及び電気代を補助。	名称:防犯灯新設等補助金 15年度予算:710,000円 概要:自治会に対し、防犯灯の新設・修繕経費、電気代を補助。	
<u> → [</u>	安: 日泊会の行う間記が入め設置す賃用及び電気代を補助。 <u>設置等費用の2分の1(上限14,000円)、年間電灯料の75%相当額</u> 称:不妊治療費	(版文: 日/日本として50%(設置は1基につき上限10万円)	
15	7年 (1000) (100	_	
15	称:老人クラブ運営費補助金 年度予算:14,625,000円 要:老人クラブに対し運営費の補助を行い、活動の促進を図る。	名称:楠町老人クラブ連合会 15年度予算: 880,000円 概要:老人クラブ活動を充実させることを目的に老人クラブ連合会に対し補助。	
	老人クラブ単位 10,000円+400円×会員数 老人クラブ連合会 200,000円+140円×会員数 同女性部 役員数(28人)×800円×開催数(6回)	(板安: 老人グラブ活動を允美させることを目的に老人グラブ建合会に対し補助。	
15	称:地域子育て支援センター事業費補助金 年度予算:16,080,000円 要:地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため専門職員を配置した民間 保育所及び医療機関に対して補助。 1 施設につき 職員配置2,635,200円+保健相談加算1,384,800円	地域子育で支援センター事業 (町事業として実施)	
15	称:種苗放流事業費補助金 年度予算:1,810,000円 要:つくり育てる栽培漁業の一環として、ヨシエビ等、抱卵ガザミ、あさり の放流事業を実施している漁業者で構成する団体に対して補助。	名称:種苗等放流事業 15年度予算:36,000円 概要:つくり育てる栽培漁業の一環として、ヨシエビ等、抱卵ガザミの放流事業 を実施している漁業者で構成する団体に対して補助。	
15	業立地奨励金交付事業費 年度予算: 221, 730, 000円 要:新規の企業立地や既存企業の新規設備投資、新規産業の創出などの促進。 指定施設にかかる固定資産税及び都市計画税の2分の1	_	

[協議第13号参考資料]

現	況	備	
四日市市	楠町	VĦ	75
名称:民間研究所立地奨励金交付事業費			
15年度予算: 100, 000, 000円			
概要:民間研究開発機能の充実を図る。	_		
対象施設に係る家屋及び償却資産の取得価格の2億円以下の部分につい			
ては10%、2億円超の部分については5%を乗じた額			
名称:狭あい道路対策費			
15年度予算:32, 353, 000円 柳西 - 冷窓行か第3時期を担って、冷窓は進出にはずく送路幅を78月まである。			
概要:建築行為等の時期を捉えて、建築基準法に基づく道路幅を確保するため	_		
私有地を道路に提供する者に対し補助し、狭あい道路の解消を図る。 測量・分筆費用(上限15万円)又は物件の除却費用の一部(算定額の			
<u>2分の1)を助成</u> 名称: 花と緑いっぱい事業費			
日が、化と稼びりはい事業員 15年度予算:10,000,000円(基金原資を活用)			
版要:市民で構成されるボランティア団体等が行う公園、街路等公共的施設の	_		
花壇設置事業及び緑化事業に対する補助。			
補助対象経費相当額(上限年間50万円)			
名称:自主防災組織設置費等補助金	名称:自主防災組織機材補助金		
15年度予算: 2,500,000円	15年度予算: 300,000円		
概要:自主防災組織の結成及び資機材等購入に対して補助。	概要:自主防災組織に対して、機器購入経費の2分の1 (上限10万円)を補助		
自主防災隊結成1隊あたり15万円、資機材整備1隊あたり5万円。	する。		
名称:私立幼稚園保育料補助金			
15年度予算: 19,636,000円			
概要:入園料、保育料の保護者負担の軽減を図る。	_		
市内の私立幼稚園に通う園児1人につき年額6,200円(3~5歳児)			
名称:学童保育事業費補助金			
15年度予算: 41, 574, 000円			
概要:放課後、留守宅家庭児童の保育事業を実施している団体の運営費に対す	放課後児童クラブ活動事業委託 (社会福祉協議会に委託事業として実施)		
る補助。			
基本額に、開設日数・長時間開設・障害児受入・土日開設により加算			
例) 児童数20~35人、土曜日開設の場合 1,735,000円			
名称:全国大会等出場選手激励金	名称:学校教育・社会教育全国大会等参加費補助金		
15年度予算: 3, 411, 000円	15年度予算: 1,000,000円		
概要:全国大会等へ出場するスポーツ選手団に対し参加経費の補助を行う。 	概要:スポーツ・文化活動の全国大会等に出場、参加する個人・団体に対し 参加経費の補助を行う。		

 〈具市〉		関 係 法 令	事例
	1 2		各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金については、過去の経緯、実情を踏まえつつ、その必要性や内容を検討したうえで、新市において調整を行う。 1. 2市町における同一又は同種の補助金制度については、原則として統合を図るものとし、新市の発足前に事前調整を図る。 2. 2市町における独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら、その必要性や内容を検討する。 (理由) 補助金の公共的必要性、効果、実績などを踏まえ、判断する必要があるため。 (福山市) 福山市の制度に統一するものとするが、新市町の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ、調整を図るものとする。 (西東京市) 2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。 (1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。 (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。 (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。 (4) 一方の市でのみ実施している補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。 (4) 一方の市でのみ実施している補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。 (4) 一方の市でのみ実施している補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。 (5) 「橋広域市町村合併協議会)補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市·楠町合併協議会会 長 井 上 哲 夫

協定項目	町・字の区域及び名称の取扱い
調 整 の 内 容	四日市市と楠町の町・字の区域は、現行のとおりとする。 四日市市の町・字の名称については、現行のとおりとする。 楠町の町・字の名称については、現行から「大字」を削除した名 称に変更する。

ω

住民·福祉部会

協定項目	町・字の区域及び名称の取	双扱い	関	係 項 目 町	名・大字名の制定変更	
	現 日	市市市	況	楠町		考
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	<調整事例> 三重郡楠町大字小倉 三重郡楠町大字北一色 三重郡楠町大字北五味塚 三重郡楠町大字本郷 三重郡楠町大字南川 三重郡楠町大字南五味塚 三重郡楠町大字吉崎	四日市市楠町小倉四日市市楠町北一色四日市市楠町本知四日市市楠町本郷四日市市楠町南川四日市市楠町南五味均四日市市楠町市五味均四日市市楠町市

`			福和	1 470	\sim
+	-	•	4분 41		-

	現			況			備	考	<u>C - 1811 Dh 2</u>
	四	日	市市		楠	町	VĦ		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	自 日 丁目 丁目 一丁目 日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					

住民・福祉部会 関 係 事 例 法 令 地方自治法(昭和22年法律第67号) <呉市> 川尻町の町字名については、川尻町の意向を尊重し、決定する。 (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区 域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称 2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市 を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、 町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。 都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しな 芦品郡新市町の区域及び名称は、福山市の町の区域及び名称とする。 ければならない。 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同 による告示によりその効力を生ずる。 一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、 また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。 <岐阜広域合併協議会> 岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町 の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。 6

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市 · 楠町合併協議会会 長 井 上 哲 夫

協定項目	慣行の取扱い
調 整 の 内 容	 1 市章については、四日市市の市章を適用する。 2 市民憲章については、1市1町で内容が類似しており、四日市市の憲章を適用する。 3 市の花・木については、四日市市の花「サルビア」と、両市町共通の木「くすのき」を適用する。 また、楠町の鳥「ゆりかもめ」を新たに市の鳥として適用する。 4 都市宣言については、合併後、速やかに宣言の内容について検討する。

定項目慣行の取扱い		関係項目市・	・町章
現	況	,	-
四日市市	楠	町	uiu - J
四日市市		案化 、町勢と文化の進展を表象 「を制定し、これを意義あらしめまする。 こける。 これを意義がいた。 これを意まがいた。 これを意まがいた。 これを意まがいた。 これを意まが、これを意まがいた。 これを意まがいた。 これを表述を表述を表がいた。 これを意まがいた。	横 考

∞ –

総務部会

[協議第15号参考資料]

協定項目	慣行の取扱い			関係項目 市	町の花・木関係
	現				─────────────────────────────────────
四	日 市	市	楠	町	一
花:サルビア 木:くすのき 昭和47年3月選定		花木鳥平	: さつき : くすのき : ゆりかもめ 成 2 年アンケートをもとに制定		

総務部会

協定項目	慣行の取扱い			関 係 項 目	都市宣言		総務告
		現	況				者
四	日 市	市	楠	町		1/用	<i>有</i>
四日市市交通安全都市宣言 わが国産業経済の伸長と関加し、交通が複雑化したたとの一途をたどりつつのあもとに民の総意を結集し、強力なが全都市」を宣言する。	り、本市においても交通 : は、誠に憂慮にたえな : 、これらの交通事故の	重事故が日とともに激増 いものがある。崇高な り絶滅を期するため、市					
四日市市暴力追放都市宣言 心のふれあう地域社会づく 妨げるいかなる暴力も看過でまって、法と秩序を守り、 気を結集して、私たちの街口	「ることはできない。 明るく住みよい街をつ	つくるため、すべての勇	楠町暴力追放宣言 心のふれあう地域社会づくりを目指す私るいかなる暴力も看過することはできないよって、法と秩序を守り、明るく住みよ気を結集して、私たちの町楠町から暴力を	。 い町をつくるため、すべての	方げ D勇		
四日市市非核平和都市宣言 世界で唯一の核被爆国では共通の願望である。回れた 教の生存に重大な脅威を与え 憲法にないよう、で球の平台にないないよう、で球のでけがけがけがないにある。 おいけがまる でいまれる 日が来ることを 切望して	ながら、核戦争の危機は している。 きを放棄した私たちは、 見りの努力をしなければ しと我が国の美しい自然 もし、すべての核兵器か	を兵器の廃絶は、国民の は依然として存在し、人 人類が再び同じ過ちを ばならない。 まを守るため、私たち四 でこの地球上から廃絶さ	楠町非核平和都市宣言 世界で唯一の核被爆国である我が国にと共通の願望である。しかしながら、核戦争類の生存に重大な脅威を与えている。憲法において、永久に戦争とを放棄した私繰り返さないよう、できる限りの努力をしたがだえのない地球の平和と大が国の大い地球の平の大が国の大き、町民は非核三原則を堅持し、ここに非核平和日が来ることを切望して、ここに非核平和	の危機は依然として存在し、 たちは、人類が再び同じ過ち なければならない。 しい自然を守るため、私たち 器がこの地球上から廃絶され	R R A A A A A A A A A A A A A A A A A A		

	現			備	考
四日	市市	楠	町	ин	٠,٦
日日市市人権尊重都市宣言 すべての人々の基本的な人権が尊重されての人々の基本的な人権が尊重され、類共通の願いであります。しかし、私たちの身のまわりには、それな人権問題が存在しています。人権だってもよりて尊ばれる明るく住みよると四日市市を「人権尊重都市」とするこ	今なお因習や偏見などによるさまで が侵害されることは、いかなる理 ん。 い社会を築くため、私たちは、こ	すべての人々の基本的な人権が尊重 人類共通の願いであります。 しかし、私たちの身のまわりには、 まな人権問題が存在しています。人権 であっても許されることではありませ	今なお因習や偏見などによるさまざ が侵害されることは、いかなる理由 ん。 い社会を築くため、私たちは、ここ		
日日市市快適環境都市宣言 さわやかな大気、清らかな水、緑豊かた暮らしたないことは、すべの人が、大きにかし、今日、私たちの活動に深刻が、私たちは、人も自然の一員であるこのではある。ではん。では、事業者、行政が一体となっていまりもと、地球的な視野に立ち、良境都では、ここに四日市市を「快適環境都である」と	々の基本的な願いであります。 たちの身のまわりの環境のみならるな影響を与えつつあります。 とを深く認識し、自然と調和したる 市民へ引き継いでいかなければなり、 、二度と公害を起こさないとの決意 環境の保全と創造を図るため、私が	2. 公害を排除し、公害のない都市づ 3. 災害と犯罪と事故のない 安全の 4. 青少年をまもり、次代のための健 5. 隣人を愛し郷土を愛し 社会正義 る町をつくり、市民道徳を高揚す	くりを推進する。 町をつくる。 全な環境条件をつくる。 を実践する善意と友情と勇気あふれ		

2

電子計算システムの取扱いについて

電子計算システムの取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成15年10月27日提出

四日市市·楠町合併協議会会 長 井 上 哲 夫

協定項目	電子計算システムの取扱い
調 整 の 内 容	電子計算システムは、安全かつ適切な住民サービスの提供と行政内部事務の円滑な運用を確保するため、合併の期日までに四日市市のシステムへ統合することを基本とする。 各システムにおいては、合併に必要な改修とともに、再構築もあわせて検討する。

世民政策 (外人登録、印鑑合む) ○ ○ □ テム化能人でいるが、四日市市の基幹系システム 2番目標度限 ○ ○ □ は昭和61年度から稼動しており、現状及び今後の 国民健療(限 ○ ○ □ □ 国民健療(限 ○ ○ ○ □ □ 国民健療(限 ○ ○ ○ □ □ □ 日表 2 ○ ○ □ □ □ 日表 2 ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □														IT部名
東京システム 東京・大東・大東・日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	協定項	目 電子計算システムの取扱い				関	係	項	目					
野系システム					況						1		考	
世民政策 (外人登録、印鑑合む) ○ ○ □ テム化能人でいるが、四日市市の基幹系システム 2番目標度限 ○ ○ □ は昭和61年度から稼動しており、現状及び今後の 国民健療(限 ○ ○ □ □ 国民健療(限 ○ ○ ○ □ □ 国民健療(限 ○ ○ ○ □ □ □ 日表 2 ○ ○ □ □ □ 日表 2 ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □														
外国人登録(原務管理) 〇 は昭和61年度から稼動しており、現状及び今後の住民サービスへの対応に課題がある 国民産権保険 〇 〇 住民財 〇 〇 通光有民稅 〇 〇 返納 〇 〇 通常 〇 〇 清掃 〇 〇 海棚 〇 〇 海機 〇 〇 大事報 〇 〇 大事報 〇	基幹系システム			•		るが、四 ら稼動し	日市市の	の基幹	幹系シス	、テム	合併にあたって	3ヵ年計画	で再構築る	を検討
選挙				_	テム化が進んでいる									
選手 O O O O O O O O O O)										
住民税		<u></u>)				٠.						
固定資産税					_									
法人市民税			_											
収納					_									
保育 ○ 市営住宅 ○ □ 四日市市のシステムへ統合することを基本とする 合併にあたって滞納整理システムについては (基幹系連携) 届審管理 ○ の 四日市市のシステムへ統合することを基本とする 合併にあたって滞納整理システムについては 保健福祉・介護保険 ○ へ 検討する 2ヵ年計画で再構築を検討 保健福祉・介護保険 ○ へ 検討する 2ヵ年計画で再構築を検討 原地情報、農業共済、転作 ○ ○				•	_									
			_	0	_									
清掃														
割別システム 戸籍 O 四日市市のシステムへ統合することを基本とする 合併にあたって滞納整理システムについては が、冬システムの現状を把握し、再構築も視野に入 2ヵ年計画で再構築を検討 (基) 2ヵ年計画で用料を表す (基) 2ヵ年計画で用述を表す (基) 2ヵ年計画で用述を表す (基) 2ヵ年計画で用述を検討 (基) 2ヵ年計画を用述を表す (基) 2ヵ年計画を用述を表す (基) 2ヵ年計画を用述を用述を表す (基) 2ヵ年計画を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を用述を														
届書管理				0										
保健福祉・介護保険 ○ 小綾計する が護保険(要介護認定審査) ○ ○ 農地情報、農業共済、転作 ○ ○ 下水受益者自担金 ○ ○ 方務会計 ○ ○ 文書管理 ○ ○ 広務事務 ○ ○ 公用車管理 ○ ○ は報系システム 人事給与 ○ ○ は情報系システム ○ ○ ○ 地域情報系システム ○ ○ ○ 地域情報系システム ○ ○ ○ 企業自治体(住民との接点業務) ○ ○ ○ 位民基本台帳ネットワーク ○ ○ ○ 図書管理 ○ ○ ○ 図ま管理 ○ ○ ○ 図まの表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	個別システム		_	0									ステムにつ	ついては
株理価値に引き機構	(基幹系連携)	届書管理	0			現状を把	!握し、	再構築	築も視野		2ヵ年計画で再構	築を検討		
「無納整理 展地情報、農業共済、転作 〇 〇 〇 日期系システム 日期系システム 日期系システム 日期系システム 日期系システム 日期系システム 日期アンステム 日本学院を開まる 日		保健福祉・介護保険	0	0	れ検討する									
農地情報、農業共済、転作 〇 〇 下水受益者負担金 〇 〇 グループウェア 〇 四日市市において総合的な行政内部情報系システム 財務会計 〇 ○ 文書管理 〇 ○ 返用車管理 〇 ○ 週別システム 人事給与 ○ ○ (情報系連携) 水道料金 ○		介護保険(要介護認定審査)	0	0										
下水受益者負担金		滞納整理	0											
新級系システム		農地情報、農業共済、転作	0	0	7									
財務会計		下水受益者負担金	0	0	7									
文書管理	情報系システム	グループウェア	0	0	四日市市において紅	総合的な	行政内部	部情報	最系シス ラ	テム				
原務事務 ○ 公用車管理 ○ 週別システム 人事給与 (情報系連携) ○ 水道料金 ○ 也域情報系システム ○ 電子自治体(住民との接点業務) ○ 住民基本台帳ネットワーク ○ 公共施設予約管理 ○ 図書管理 ○ 防災気象情報収集 ○ 国別システム 建築確認申請 (単独) ○ 素子レメータ監視 ○ 青報基盤 ネットワーク ○ ○ の 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設		財務会計	0	0	を導入中									
公用車管理		文書管理	0		7									
国別システム (情報系連携) 人事給与 水道料金 〇 効率性や、保守経費も勘案し、検討していく必要が合併にあたって人事給与システムについては ある 合併にあたって人事給与システムについては 2ヵ年計画で再構築を検討 地域情報系システム 電子自治体(住民との接点業務) 住民基本台帳ネットワーク 公共施設予約管理 図書管理		庶務事務	0											
(情報系連携) 水道料金 ○ ○ ある 2ヵ年計画で再構築を検討 地域情報系システム ホームページ 電子自治体(住民との接点業務) 住民基本台帳ネットワーク 公共施設予約管理 図書管理 防災気象情報収集 G I S ○ ○ ○ ○ 週別システム (単独) 建築確認申請 公害テレメータ監視 ○ <td></td> <td>公用車管理</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		公用車管理	0											
大型	個別システム	人事給与	0	0		費も勘案	し、検	討して	いく必	要が				ついては
地域情報系システム	(情報系連携)	水道料金	0	0	ある						2ヵ年計画で再	構築を検討		
位民基本台帳ネットワーク ○ 公共施設予約管理 ○ 図書管理 ○ 防災気象情報収集 ○ GIS ○ 週別システム 建築確認申請 ○ (単独) ○ ○ 素テレメータ監視 ○ ○ 本ットワーク ○ 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設	地域情報系システム	ホームページ		Ö	地域情報系システム	ムについ	ては、	広域的	な取り	組み				
住民基本台帳ネットワーク O O 公共施設予約管理 O O 図書管理 O O 防災気象情報収集 O O GIS O O 週別システム 建築確認申請 O 三重県が管理している楠町分のデータについて、今 (単独) 公害テレメータ監視 O 後検討していく必要がある 青報基盤 ネットワーク O 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設		電子自治体 (住民との接点業務)	Ō	Ô	を行っている			72-27		, ,				
公共施設予約管理 ○ 図書管理 ○ 防災気象情報収集 ○ GIS ○ 週別システム 建築確認申請 ○ (単独) ○ 素テレメータ監視 ○ 本ットワーク ○ 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設				Ō										
図書管理 O O 防災気象情報収集 O O GIS O O 週別システム 建築確認申請 O ○ 三重県が管理している楠町分のデータについて、今公害テレメータ監視 (単独) O 後検討していく必要がある 青報基盤 ネットワーク O 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設				_	┪									
防災気象情報収集 O GIS O 週別システム 建築確認申請 O 三重県が管理している楠町分のデータについて、今公害テレメータ監視 (単独) O 後検討していく必要がある 青報基盤 ネットワーク O 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設			0	_	7									
GIS O O 週別システム 建築確認申請 O 三重県が管理している楠町分のデータについて、今公害テレメータ監視 (単独) O 後検討していく必要がある 青報基盤 ネットワーク O 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設					┪									
図別システム 建築確認申請 〇 三重県が管理している楠町分のデータについて、今公害テレメータ監視 (単独) 〇 後検討していく必要がある 青報基盤 ネットワーク 〇 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設				0	┪									
(単独) 公書テレメータ監視 〇 後検討していく必要がある 青報基盤 ネットワーク 〇 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設	個別システム (単独)		_	_	三重県が管理して	ハる楠町	分のデ	ータに	ついて	今				
青報基盤 O 一人一台パソコンの配備、庁内ネットワークの敷設		1-111-13								` ′				
	情報基盤		_		一人一台パソコンの	の配備	庁内ネ	ットワ	リーク σ.)敷設				
Iー 从1台バソコン │ ○ │ │ ○ │ │ ○ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │		一人 1 台パソコン	 	0	→など情報基盤整備(

	関 係 法 令	
		<西東京市> 当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。但し、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。 《周南市> 新市の発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。 《秋田市・河辺町・雄和町合併協議会> 電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼動できるよう調整するものとする。
ν 2		

その他

公共施設等視察の実施について

今後、合併協議を進めていくにあたり、協議会委員が1市1町の施設やこれまでの取り組み等を相互に理解し合い、新たなまちづくりへ役立てるひとつのきっかけとするため、下記の要領にて実施します。

記

- 1. 実施日 平成15年11月14日(金)
- 2.行程 裏面視察行程案に基づく
- 3.対象 四日市市・楠町合併協議会委員
- 4.利用交通 貸切バス
- 5. その他 第3回合併協議会の終了後、出発いたします。

昼食は四日市港ポートビル内を予定しています。

ご欠席の場合は31日(金)までにご連絡をお願いします。

11月14日 視察行程案

- 10:35 本町プラザ 出発
- 11:00 ポートビル(説明・見学 40分、昼食 40分)
- 12:20 ポートビル出発
- 12:35 ハイテク工業団地(車窓)
- 12:45 四日市東 IC (~13:00四日市 IC)

鈴鹿山麓リサーチパーク内車窓

- 13:25 ICETT (説明 15 分・見学 15 分)
- 13:55 ICETT 出発
- 14:30 楠町保健福祉センター:ゆりかもめ(見学)
- 14:50 楠町保健福祉センター:ゆりかもめ 出発
- 15:00 楠中央緑地公園(見学)
- 15:30 楠中央緑地公園 出発

楠町役場~四日市市役所経由

16:00 本町プラザ 到着